

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

資金移動に係る制度整備

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成 21 年 12 月 7 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

（1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

現在、我が国では、銀行（預金取扱金融機関）以外の者は為替取引を行うことができない。為替取引は、経済活動の基礎をなす重要な社会インフラであり、為替取引を行う者が破綻した場合や為替取引の確実性が欠ける場合の社会的・経済的影響は大きく、資金の送り手・受け手双方の利用者の保護が必要である。

現在、我が国では情報通信技術の発達等により、銀行以外の者による為替取引を提供しうる環境が構築されていると考えられる。

② 問題点

銀行による為替取引は安全で確実である一方、利用者の利便性は必ずしも高くないと指摘されている。インターネット取引の普及等の情報通信技術の発達を受け、主として個人が行う少額の為替取引について、銀行以外の者による、より安価で便利なサービスの提供を求める需要が高まっている。資金決済法では、このような需要を受け、少額の為替取引を行う者として新たに資金移動業を創設したものであるが、資金移動業が、上記のとおり重要な社会インフラである為替取引を行うものであることから、為替取引の確実な遂行を確保し、もって利用者保護に資するべく、所要の規制を行う必要がある。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

安価で便利な資金移動サービスを整備しつつ、為替取引の確実な遂行を確保す

るといふ目的のためには、資金移動業者が行うことができる為替取引の額を定めるほか、資産保全すべき金額（履行保証金）の算定方法、資産保全の方法、情報の安全管理措置、資金移動業を委託する際の措置、報告義務、業者の破綻時などの際の利用者に対する還付手続である権利実行手続等必要な制度整備を行う必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

資金決済に関する法律施行令第2条、第16条、第18条

資金移動業者に関する内閣府令第2条から第6条まで、第10条、第11条、第14条、第18条、第22条、第23条から第36条まで、第39条

(3) 規制の新設又は改廃の内容

以下のような規制の新設又は改廃を行う。

少額の取引	資金移動業者が行う少額の取引の額は100万円以下とする。
供託すべき要履行保証額の算出等	履行保証金に関して、①最低要履行保証額、②履行保証金の供託期間、③未達債務の額の算出方法、④権利実行の手続に関する費用について規定。
履行保証金保全契約を締結できる銀行等が満たすべき要件等	履行保証金保全契約の相手方として、健全性に係る基準を満たす銀行等のほか、信用力等の面で履行保証金保全契約の相手方として相応しい者を規定。
資産保全の手段として信託銀行等への信託契約の内容	履行保証金信託契約の内容について規定。
資金移動業者の情報の安全管理措置義務	資金移動業に係る情報及び個人利用者情報の安全管理措置、特別の非公開情報の取扱いについて規定。
委託先に対する指導	資金移動業の委託先の業務を適正かつ確実に遂行するための措置を規定。
利用者の保護等に関する措置	資金移動業者が行う為替取引に関し、①銀行等が行う為替取引との誤認防止説明、②手数料その他利用者に対する情報の提供、③受取証書の交付、④その他利用者保護を図るための措置、⑤社内規則等の整備、を行わなければならない旨規定。
報告徴収	資金移動業に関する報告書、未達債務の額等に関する報告書の徴収について規定。
監督処分 of 公告	資金移動業者に対し、登録の取消し処分をした際の公告の方法は官報とすることを規定。
履行保証金の還付に係る権利実行事務代行者の新設	権利実行手続について、権利実行事務手続を委託できる者を規定。

5. 想定される代替案

権利実行手続について、権利実行事務代行者に限らず、誰（以下「一般人」という。）に対しても委託できることとする。なお、その他の事項は本案と同様とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

資産保全の際に資金移動業者が要する費用、情報安全管理措置にかかる費用、資金移動業に係る委託先に対する指導を適切に行うための費用が発生する。

② 代替案

本案の場合と同様の費用が発生する。

（2）行政費用

① 本案

権利実行事務代行者に対して支払う費用（手数料）が発生する。

② 代替案

一般人に対して支払う費用（手数料）が発生する。

（3）その他の社会的費用

① 本案

新たな費用は発生しない。

② 代替案

一般人は、権利実行手続に係る資金移動業者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、履行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

権利実行事務代行者として銀行、信託会社、破産管財人等を規定することにより、債権者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となる。

また、資産保全において満たすべき要件や情報安全管理措置、利用者の保護等に関する措置を規定することにより、適正な資金移動業の遂行や利用者保護が期待される。

② 代替案

資産保全において満たすべき要件や情報安全管理措置、利用者の保護等に関する措置を規定することにより、適正な資金移動業の遂行や一定程度の利用者保護が期待される。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係

本案の場合、権利実行事務代行者において、その行う権利実行手続に関し費用が発生し、また、行政機関が権利実行事務代行者に対して支払う費用が発生するが、他方、利用者への効率的な権利実行手続が確保され、利用者保護に資することとなる。このような便益の増加は、新たな遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものである。

（2）代替案との比較

遵守費用について、本案と代替案は同様の費用が発生する。

本案においては新たな社会的費用は発生しない一方、代替案においては、一般人は、権利実行手続に係る資金移動業者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、履行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。

他方、本案においては、権利実行事務代行者として銀行、信託会社、破産管財人等を規定することにより、債権者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となるという便益が発生し、その効果は代替案を上回る。

以上より、代替案より本案が優ると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第二部会報告書「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」（平成21年1月14日公表）において、「事業者が破綻し、発行保証金を利用者分配到る還付手続については還付事務の効率化を図るため金融機関などに委ねることができる等の仕組みを整備することが考えられる。」とされている。

10. レビューを行う時期又は条件

資金決済に関する法律施行令案及び資金移動業者に関する内閣府令案の施行後5年を経過した場合において、この法令案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. 備考

なし。

